

前橋市都市利便増進協定認定要領

(目的)

第1条 本要領は、前橋市における都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第74条第1項に規定する都市利便増進協定の認定に関し、必要な事項を定める。

(都市利便増進協定の認定の申請)

第2条 法第75条の規定による都市利便増進協定の認定を申請しようとする者は、都市利便増進協定認定申請書（様式第1号）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定書の写し
- (2) 都市利便増進協定締結の理由を記載した書面
- (3) 都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定の変更の認定の申請)

第3条 法第76条第1項の規定による都市利便増進協定の変更の認定を受けようとする者は、都市利便増進協定変更認定申請書（様式第2号）の正本及び副本にそれぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 都市利便増進協定書の写し（変更後）
- (2) 都市利便増進協定の変更の理由を記載した書面
- (3) 都市利便増進協定の区域を示す図面
- (4) 申請者が都市利便増進協定の変更の認定申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 協定締結者の一覧（住所、氏名、権利の種別、権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

(都市利便増進協定の認定の基準等)

第4条 市長は、第2条第1項又は前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合において、都市利便増進協定が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第75条又は法第76条第1項の規定により、当該申請に係る協定を認定することができる。

- (1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。
- (2) 都市利便増進協定において定める法第74条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、法第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。
- (3) 都市利便増進協定において定める法第74条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。
- (4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。
- (5) 都市利便増進協定の締結者が前橋市暴力団排除条例（平成23年12月9日条例第38号）

第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

- 2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該申請者に対し都市利便増進協定認定通知書（様式第3号）又は都市利便増進協定変更認定通知書（様式第4号）によりその旨通知するものとする。

（都市利便増進協定の認定の取消し）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。

- （1）認定都市利便増進協定の内容が法第75条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- （2）認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による認定の取り消しを行ったときは、当該協定の認定通知を受けた者に対し都市利便増進協定認定取消し通知書（様式第5号）によりその旨通知するものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月6日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年6月5日から施行する。